

群信協健康友の会会員特典 (共済制度ラブ補償内容)

ご契約コース		Ⅱ型	
		Cコース	
共済掛金〔月額〕		1,980円	
補償内容	年齢群	生後6か月から60歳未満	60歳から65歳まで ^{*1}
		死亡高度障害	交通傷害 100万円 一般傷害 100万円 疾病 50万円
後遺障害 (1級-14級)	交通傷害	100万円～3.5万円	100万円～3.5万円
	一般傷害	100万円～3.5万円	100万円～3.5万円
入院	交通傷害 (一事故につき)	1日 7,000円 (5日～120日)	1日 3,300円 (5日～120日)
	一般傷害 (一事故につき)	1日 5,000円 (5日～120日)	1日 3,300円 (5日～120日)
	疾病 (一疾病につき)	1日 5,000円 (5日～120日)	1日 2,000円 (5日～120日)
通院見舞金	交通傷害	一律20,000円 (20日以上)	—
	一般傷害	一律20,000円 (20日以上)	—

●入院共済金は、最低該当日数を超えた場合すべて初日よりお支払いします。

【ご確認ください】

- すべてのコースにおいて、ご加入できる被共済者の年齢は、お申込日現在で生後6か月から55歳未満の方となっています。
- 最終満期の被共済者の年齢は次のとおりです。
Ⅱ型にご加入される方は65歳の誕生日の末日までです。
Ⅲ型にご加入される方は75歳の誕生日の末日までです。
- お申込みにあたり健康状態等の告知をしていただきます。
(告知内容によりお受けできない場合があります。)
- Ⅰ型(Aコース、Bコース、Fコース)につきましては、新規加入の募集は終了いたしました。
- Ⅰ型とⅡ型の重複加入はできません。
- Ⅱ型とⅢ型の重複加入はできません。
- Ⅰ型とⅢ型の重複加入はできません。
- ここに記載されている補償内容について、お支払いできない場合等があります。詳しくは裏面の「重要事項説明書」および後でお渡しする「ご契約のしおり」等でご確認ください。

— 共済制度に関するお問い合わせ —

ぐんま共済協同組合
〒371-0841 前橋市石倉町4-9-10
☎0120-54-6625

ご契約コース		Ⅲ型			
		Dコース			
共済掛金〔月額〕		1,980円			
補償内容	年齢群	生後6か月から55歳未満	55歳から60歳未満	60歳から65歳未満	65歳から75歳まで ^{*2}
		死亡高度障害	交通傷害 1,000万円 一般傷害 600万円 疾病 360万円	800万円 400万円 300万円	600万円 300万円 150万円
がん	生涯初めてがんと診断されたとき	50万円	30万円	20万円	10万円
入院	交通傷害 (一事故につき)	1日 6,000円 (1日～120日)	1日 6,000円 (1日～120日)	1日 6,000円 (1日～120日)	1日 6,000円 (5日～90日)
	一般傷害 (一事故につき)	1日 5,000円 (1日～120日)	1日 5,000円 (1日～90日)	1日 5,000円 (1日～90日)	1日 5,000円 (5日～60日)
	疾病 (一疾病につき)	1日 4,500円 (1日～90日)	1日 4,500円 (1日～60日)	1日 4,500円 (1日～45日)	1日 4,500円 (5日～30日)

●入院共済金は、最低該当日数を超えた場合すべて初日よりお支払いします。

●がん診断共済金は、責任開始日3か月後に、生涯初めて罹患し、がんと診断確定したときにお支払いします。全共済期間を通じて1回限りのお支払いとなります。

●共済制度の補償内容

共済金の種類	共済金をお支払いする場合	ご注意いただく事項
死亡共済金	交通傷害 被共済者が共済期間中に、交通事故により事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。	■死亡共済金につきましてはお支払いしない場合等条件があります。詳細につきましては「約款」をご参照ください。
	一般傷害 被共済者が共済期間中に、急激かつ偶然な外来の事故により事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。	
	疾病 被共済者が共済期間中に、疾病により死亡したとき。	
高度障害共済金	交通傷害 被共済者が共済期間中に、交通事故により事故の日からその日を含めて180日以内に別に定める高度障害の状態となったとき。	■高度障害状態の詳細につきましては「約款」をご参照ください。
	一般傷害 被共済者が共済期間中に、急激かつ偶然な外来の事故により事故の日からその日を含めて180日以内に別に定める高度障害の状態となったとき。	
	疾病 被共済者が共済期間中に、疾病により別に定める高度障害の状態となったとき。	
後遺障害共済金	交通傷害 被共済者が共済期間中に、交通事故により事故の日からその日を含めて180日以内に別に定める後遺障害の状態となったとき。	■Ⅱ型にご加入の方が対象となります。 ■後遺障害状態の詳細につきましては「約款」をご参照ください。
	一般傷害 被共済者が共済期間中に、急激かつ偶然な外来の事故により事故の日からその日を含めて180日以内に別に定める後遺障害の状態となったとき。	
入院共済金	交通傷害 被共済者が共済期間中に、交通事故により事故の日からその日を含めて180日以内に治療を目的として別に定める日数以上入院をしたとき。	■Ⅰ・Ⅱ型は、連続5日以上入院が対象となります。 ■Ⅲ型は、1日以上入院が対象となります。ただし、65歳以上は連続5日以上入院が対象となります。
	一般傷害 被共済者が共済期間中に、急激かつ偶然な外来の事故により事故の日からその日を含めて180日以内に治療を目的として別に定める日数以上入院をしたとき。	
	疾病 被共済者が共済期間中に、疾病により別に定める日数以上入院をしたとき。	
がん診断共済金	被共済者が責任開始日3か月以降の共済期間に生涯初めて罹患し、がんと診断確定したとき。	■Ⅲ型にご加入の方が対象となります。全共済期間を通じて1回限りの支払いとなります。
通院見舞金	交通傷害 被共済者が共済期間中に、交通事故により事故の日からその日を含めて180日以内に治療を目的として実通院を20日以上したとき。	■Ⅱ型にご加入で60歳未満の方が対象となります。
	一般傷害 被共済者が共済期間中に、急激かつ偶然な外来の事故により事故の日からその日を含めて180日以内に治療を目的として実通院を20日以上したとき。	

●「がん」とは

厚生労働省「疾病、傷害および死因統計分類ICD-10(2003年版)」準拠

別表1
悪性新生物 (C00-C97)
口腔、口腔及び咽頭の悪性新生物
消化器の悪性新生物
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物
骨及び関節軟骨の悪性新生物
皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物
中皮及び軟部組織の悪性新生物
乳房の悪性新生物
女性生殖器の悪性新生物
男性生殖器の悪性新生物
泌尿器の悪性新生物
眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物
独立した(原発性)多部位の悪性新生物

別表2
上皮内新生物 (D00-D09)
口腔、食道及び胃の上皮内癌
その他及び部位不明の消化器の上皮内癌
中耳及び呼吸器系の上皮内癌
上皮内黒色腫
皮膚の上皮内癌
乳房の上皮内癌
子宮頸(部)の上皮内癌
その他及び部位不明の生殖器の上皮内癌
その他及び部位不明の上皮内癌